

環廃対発第 120329001 号

平成 24 年 3 月 29 日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

標記の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502003 号本職通知により行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いする。

なお、この取扱いは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて</p> <p>第1. 通則 (略)</p> <p>第2. 対象となる経費</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 処理・処分費 破砕、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。<u>また、市町村等が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。</u>）</p> <p>6. ～10. (略)</p> <p><u>11. 放射能測定費</u> <u>ごみ処理事業を実施する上で必要な放射能測定費用及び住民の安心のために必要な放射能測定費用</u></p> <p><u>12. 委託料</u> ごみ処理事業、し尿処理事業について、災害により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村等に委託した場合の経費。<u>（減価償却費相当額を計上することができる。）</u> なお、ごみの収集・運搬にかかる委託業務にあつては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、消費税相当額を含むものとする。 また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。</p> <p><u>13. 諸経費</u> 解体工事に要する額の15%の範囲内とする。</p> <p><u>14. 事務費</u> ごみ処理事業を施行するために必要な事務に要する旅費及び庁費（賃</p>	<p>別紙</p> <p>東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて</p> <p>第1. 通則 (略)</p> <p>第2. 対象となる経費</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 処理・処分費 破砕、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）</p> <p>6. ～10. (略)</p> <p>11. 委託料 ごみ処理事業、し尿処理事業について、災害により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村等に委託した場合の経費 なお、ごみの収集・運搬にかかる委託業務にあつては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、消費税相当額を含むものとする。 また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。</p> <p>12. 諸経費 解体工事に要する額の15%の範囲内とする。</p> <p>13. 事務費 ごみ処理事業を施行するために必要な事務に要する旅費及び庁費（賃</p>

金、需用費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費）、通信運搬費、委託料、備品費、賃借料、使用料等）

15. 単価・歩掛

別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「倒壊家屋等の解体工事費の算出基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た単価・歩掛によることとする。

第3. 対象から除外される経費及び事業
(略)

第4. し尿処理事業の調査
(略)

第5. その他
(略)

廃棄物処理費の算定基準

1. 適用範囲
(略)

2. 算出基準
(略)

3. 廃棄物処理費
(略)

表 廃棄物処理費

収集費
(略)

運搬費
(略)

中間処理費
(略)

金、需用費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費）、通信運搬費、委託料、備品費、賃借料、使用料等）

14. 単価・歩掛

別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「倒壊家屋等の解体工事費の算出基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た単価・歩掛によることとする。

第3. 対象から除外される経費及び事業
(略)

第4. し尿処理事業の調査
(略)

第5. その他
(略)

廃棄物処理費の算定基準

1. 適用範囲
(略)

2. 算出基準
(略)

3. 廃棄物処理費
(略)

表 廃棄物処理費

収集費
(略)

運搬費
(略)

中間処理費
(略)

最終処分費
(略)

減価償却費 $\text{減価償却費} = (J - K) / L \times M$

J：施設建設に要した費用のうち、廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は、循環型社会形成推進交付金（以下「交付金等」という。）の交付対象となった経費（円）

K：国からの支援額のうち、施設建設に要した費用（J）に係る交付金等の交付額及び交付税相当額（円）

L：当該施設の計画処理総量（t 又はm³）

M：今回処理量（t 又はm³）

放射能測定費 環境省との協議により、ごみ処理事業を施行するために必要と認められた放射能測定に要する費用であって、ごみ処理事業の事業費の額に応じ、下の率により算定された額の範囲内とする。

ごみ処理事業の事業費	放射能測定費率
3億円以下の額	4.5%
3億円を超え5億円以下の額	3.5%
5億円を超え10億円以下の額	2.5%
10億円を超え30億円以下の額	2.0%
30億円を超える額	1.5%

共通仮設費、現場管理費、一般管理費等（委託料の一環）
(略)

事務費
(略)

最終処分費
(略)

共通仮設費、現場管理費、一般管理費等（委託料の一環）
(略)

事務費
(略)

(改正後全文)

環廃対発第 110502003 号

平成 23 年 5 月 2 日

(改正)

環廃対発第 120329001 号

平成 24 年 3 月 29 日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課長

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、別紙「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いする。

なお、東日本大震災に起因しない災害については、従前の取扱いによるものとするので申し添える。

別紙

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

第1. 通則

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業については、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成23年5月2日環廃対発第110502002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

第2. 対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

1. 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

2. 解体工事費

ごみ処理事業に係るもので、「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知の別紙）に基づく解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

- ① 地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）
- ② 門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が判断した場合の解体費
- ③ 擁壁（倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費は除く。）は、対象としない。

解体工事の対象となる家屋、事業所等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋、事業所等とする。

3. 仮設工事費

ごみ処理事業に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

4. 運搬費

ごみ処理事業にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）

し尿処理事業にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

5. 処理・処分費

破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。また、市町村等が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。）

6. 借上料

ごみ処理事業にあつては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料

し尿処理事業にあつてはバキューム車、し尿運搬船等の借り上げ料

7. 自動車購入費

ごみ処理事業に係る自動車の購入費については、1日当たりの借上相当額に日数を乗じて得た額

8. 機械器具修繕費

ごみ処理事業に係る重機等の修繕費

9. 燃料費

ごみ処理事業、し尿処理事業に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

10. 薬品費

ごみ及びし尿の処理・処分に必要な薬品費

11. 放射能測定費

ごみ処理事業を実施する上で必要な放射能測定費用及び住民の安心のために必要な放射能測定費用

12. 委託料

ごみ処理事業、し尿処理事業について、災害により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村等に委託した場合の経費（減価償却費相当額を計上することができる。）

なお、ごみの収集・運搬にかかる委託業務にあつては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、消費税相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

13. 諸経費

解体工事に要する額の15%の範囲内とする。

14. 事務費

ごみ処理事業を施行するために必要な事務に要する旅費及び庁費（賃金、需用費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費）、通信運搬費、委託料、備品費、賃借料、使用料等）

15. 単価・歩掛

別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「倒壊家屋等の解体工事費の算出基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た単価・歩掛によることとする。

第3. 対象から除外される経費及び事業

1. 1市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあっては80万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあっては40万円未満のもの
2. 通常時に排出されると見込まれる生活系のごみ処理事業に要する経費
3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づいて、災害その他伝染病流行のおそれがある場合において行われるそ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布
4. ごみ又はし尿の処理を自らが設置する施設において実施した場合は、当該処理に要した費用。ただし、市町村が設置する施設又は市町村からの委託による処理を実施する施設についてはこの限りではない。
5. 国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる堆積土砂排除事業
6. 自衛隊等が無償で実施した地域における解体、収集・運搬事業
7. 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの（地方公共団体の所有に属する建物であって、他の復旧事業の対象とならないもの及び交付申請時において復旧計画が未定のものは除く）
 - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
 - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
 - ③ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体事業
 - ④ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体事業

第4. し尿処理事業の調査

通常災害における災害等廃棄物処理事業の場合、し尿くみ取り量は「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」（平成19年7月26日財計事務連絡第168号）により維持分として便槽容量の1/2を調査の対象から除外しているが、今般の大震災に伴う津波被害を受けた区域に係るし尿くみ取りについては、維持分を見極める要素がないため、全量を調査の対象とする。

第5. その他

その他、本取扱いに定める以外のものについては、「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A」各種を参考のこと。

廃棄物処理費の算定基準

1. 適用範囲

廃棄物処理に係る主要な経費（収集費、現場から仮置き場まで及び仮置き場からの積出しの運搬費、中間処理費、最終処分費）の算出に当たっては、本基準によることとする。

2. 算出基準

廃棄物処理に係る主要な経費の算出は次頁の表により行う。

3. 廃棄物処理費

廃棄物処理に係る主要な経費の額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表 廃棄物処理費

項目	算出式	備考
<p>収集費 (運搬費の一環)</p>	<p>収集費＝収集に係る費用で、県又は市町村の単価・歩掛により必要最小限の積み上げ額(労務費については、公共工事設計労務単価(国土交通省、農林水産省)も参照)。</p>	<p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価((財)建設物価調査会)、積算資料((財)経済調査会)等の公表資料を参照</p>
<p>運搬費 (現場から仮置き場) (仮置き場からの積出し)</p>	<p>以下の運搬費単価をもとにダンプトラックの種類や廃棄物の量に応じて運搬費を積み上げる。</p> <p>運搬費 (円/m³) = A/Q</p> <p>A : ダンプ1時間当たりの経費 (円/時)</p> <p>Q : 1時間当たりの運搬土量 (m³/時)</p> <p>Q = (60 × q × E) / Cm</p> <p>Q : 1時間当たりの運搬量 (m³/時)</p> <p>q : 1台当たりの積載量 (m³)</p> <p>E : 係数 (0.9)</p> <p>Cm : 積込み、運搬、積下しに要する時間 (分)</p> <p>= β L + α</p> <p>= (60/V) × L + α</p> <p>β : 運搬1km当たりの所要時間 (分/km)</p> <p>= (60/V)</p> <p>V : 運搬速度 (km/時)</p> <p>L : 運搬距離 (往復 : km)</p> <p>α : 積込等による待ち時間 (分)</p> <p>(参考)</p> <p>○1台当たりの積載量 (q)</p> <p>2t ダンプトラック = 3.1 m³ (木質系)、1.6 m³ (ガラ系)</p> <p>4t " = 4.6 m³ (木質系)、2.5 m³ (ガラ系)</p> <p>10t " = 10.0 m³ (木質系)、6.6 m³ (ガラ系)</p>	<p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価((財)建設物価調査会)、積算資料((財)経済調査会)等の公表資料を参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>中間処理費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>中間処理費 = F × G</p> <p>F : 廃棄物重量 (t)</p> <p>G : 1 t 当たりの処理費 (円/t) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○コンクリート塊、可燃物等の中間処理の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>
<p>最終処分費 (処理・処分費の一環)</p>	<p>最終処分費 = H × I</p> <p>H : 廃棄物体積 (m³)</p> <p>I : 1 m³ 当たりの処理費 (円/m³) (県又は市町村の単価による)</p>	<p>○安定型処分場及び管理型処分場における最終処分の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)</p>

項目	算出式	備考												
減価償却費相当額	$\text{減価償却費相当額} = (J - K) / L \times M$ <p>J：施設建設に要した費用のうち、廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金（以下「交付金等」という。）の交付対象となった経費（円）</p> <p>K：国からの支援額のうち、施設建設に要した費用（J）に係る交付金等の交付額及び交付税相当額（円）</p> <p>L：当該施設の計画処理総量（t 又はm³）</p> <p>M：今回処理量（t 又はm³）</p>	○平成23年度第3次補正予算及び東日本大震災復興特別会計に計上の循環型社会形成推進交付金で措置された市町村等については、減価償却費相当額を計上することはできない。												
放射能測定費	<p>環境省との協議により、ごみ処理事業を施行するために必要と認められた放射能測定に要する費用であって、ごみ処理事業の事業費の額に応じ、下の率により算定された額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="389 819 1005 1102"> <thead> <tr> <th>ごみ処理事業の事業費</th> <th>放射能測定費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以下の額</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の額</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え10億円以下の額</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円を越え30億円以下の額</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>30億円を越える額</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ処理事業の事業費	放射能測定費率	3億円以下の額	4.5%	3億円を超え5億円以下の額	3.5%	5億円を超え10億円以下の額	2.5%	10億円を越え30億円以下の額	2.0%	30億円を越える額	1.5%	
ごみ処理事業の事業費	放射能測定費率													
3億円以下の額	4.5%													
3億円を超え5億円以下の額	3.5%													
5億円を超え10億円以下の額	2.5%													
10億円を越え30億円以下の額	2.0%													
30億円を越える額	1.5%													
共通仮設費、現場管理費、一般管理費等（委託料の一環）	<p>ごみの収集・運搬にかかる委託業務に必要な共通仮設費、現場管理費、一般管理費等であって、「国土交通省土木工事積算基準」に定める基準により算定された額の範囲内とする。具体的な額の算定は、原則として、「国土交通省土木工事積算基準」に定める工種区分の「道路維持工事」により行うものとする。ただし、個々の業務内容から判断して、他の工種区分によることが妥当と認められる場合又は「農林水産省土地改良工事積算基準」に定める工種区分によることが妥当と認められる場合は、それぞれの工種区分により算定を行うことができるものとする。</p>	○「国土交通省土木工事積算基準」、「農林水産省土地改良工事積算基準」を参照												
事務費	<p>ごみ処理事業を施行するために必要な各種の事務（現地調査、分析試験、測量、計画策定、設計、施工管理等）並びに広域処理を実施するために必要な住民説明会の開催等に要する費用であって、ごみ処理事業の事業費の額に応じ、下の率により算定された額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="389 1691 930 1971"> <thead> <tr> <th>ごみ処理事業の事業費</th> <th>事務費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以下の額</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の額</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え10億円以下の額</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円を越え30億円以下の額</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>30億円を越える額</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ処理事業の事業費	事務費率	3億円以下の額	4.5%	3億円を超え5億円以下の額	3.5%	5億円を超え10億円以下の額	2.5%	10億円を越え30億円以下の額	2.0%	30億円を越える額	1.5%	
ごみ処理事業の事業費	事務費率													
3億円以下の額	4.5%													
3億円を超え5億円以下の額	3.5%													
5億円を超え10億円以下の額	2.5%													
10億円を越え30億円以下の額	2.0%													
30億円を越える額	1.5%													
消費税相当額	消費税相当額＝5%													

(参考) 過去の実績例

阪神淡路大震災	災害廃棄物発生量	約1,450万トン
	事業費	約3,246億円
	処理単価	約2.2万円/トン
新潟県中越地震	災害廃棄物発生量	約60万トン
	事業費	約195億円
	処理単価	約3.3万円/トン
岩手・宮城内陸地震	災害廃棄物発生量	約0.44万トン
	事業費	約6,841万円
	処理単価	約1.5万円/トン

※処理単価は費用等がれき発生量等で単純平均したもの

倒壊家屋等の解体工事費の算定基準

1. 適用範囲

倒壊した木造家屋、鉄筋コンクリート製建物（RC）の解体工事費及び解体工事に伴う仮置き場までの運搬費の算出に当たっては、本基準によることとする。

2. 算出基準

解体費の算出は表1（木造家屋）及び表2（RC）により行い、解体工事に伴う運搬費の算出は表3により行う。

3. 算出額

解体工事費（解体工事に伴う運搬費を含む）の1㎡あたりの額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表1 解体費（木造）

（単位：円）

項目	算出式	適用
解体工事費	解体工事費 $= (A \times \alpha + B \times \beta) \div 1.051$ $\times \text{延べ床面積 (m}^2\text{)}$ A：手解体費（円/㎡） B：機械解体費（円/㎡） α：手解体の割合 β：機械解体の割合 $\alpha + \beta = 1$	○手解体費及び機械解体費は、建設物価等による。 ○αとβの割合が不明の場合はα ≤ 1/3 の割合を標準とする。
仮設工事費 （解体工事に係る）	仮設工事費＝交通整理員等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経费率15%以内 諸経費＝（解体工事費＋仮設工事費）×0.15以内	
消費税相当額	消費税相当額＝5%	
解体費合計＝解体工事費＋仮設工事費＋諸経費＋消費税相当額		

注）各市町村の実績により、半壊、全壊で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表2 解体費 (RC)

(単位：円)

項目	算出式	適用
解体工事費	解体工事費 $= \{(A \times \alpha) + (B \times \beta)\} \times C \div 1.051 \times \text{延べ床面積 (m}^2\text{)}$ A : 大型ブレイカー使用費 (円/m ³) B : ハンドブレイカー使用費 (円/m ³) α : 大型ブレイカーの割合 β : ハンドブレイカーの割合 $\alpha + \beta = 1$ C : 単位面積当たりのガラ発生量 (m ³ /m ²)	○大型ブレイカー又はハンドブレイカーによる解体費は、建設物価等による。 ○αとβの割合が不明の場合はα \geq 4/5の割合を標準とする。 ○Cが不明の場合は、C=0.832 (m ³ /m ²)を標準とする。
仮設工事費 (解体工事に係る)	仮設工事費=交通整理員、防塵シート、足場掛け等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経费率15%以内 諸経費=(解体工事費+仮設工事費)×0.15以内	
消費税相当額	消費税相当額=5%	
解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税相当額		

注) 各市町村の実績により、半壊、全壊で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表3 解体工事に伴う運搬費（木造及びRC）

（単位：円）

項目	算出式	適用
解体工事費	<p>運搬費（円）＝（A/Q）×C×延べ床面積（㎡）</p> <p> A：ダンプ1時間当たりの経費（円/時） Q：1時間当たりの運搬土量（㎡/時） C：単位面積当たりのがれき発生量（㎡/㎡） $Q = (60 \times q \times f \times E) / C_m$ Q：1時間当たりの運搬土量（㎡/時） q×f：1台当たりの積載土量 E：係数（0.9） C_m：積込み、運搬、積下しに要する時間（分） $= \beta L + \alpha$ $= (60/V) \times L + \alpha$ β：運搬1km当たりの所要時間（分） $= (60/V)$ V：運搬速度（km/時） L：運搬距離（往復：km） α：積込等による待ち時間（分） </p> <p>注）路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。</p> <p>（参考）</p> <p>○ダンプ経費</p> <p>2t ダンプトラック 1時間当たりの経費＝4,175（円/時） 4t " " ＝4,775（円/時） 10t " " ＝6,950（円/時）</p> <p>○がれき発生量</p> <p>木造＝木質系 0.47（㎡/㎡） "＝ガラ系 0.34（㎡/㎡） RC＝ガラ系 0.832（㎡/㎡）</p> <p>○1台当たりの積載土量（q×f）</p> <p>2t ダンプトラック＝3.1㎡（木質系）、1.6㎡（ガラ系） 4t " ＝4.6㎡（木質系）、2.5㎡（ガラ系） 10t " ＝10.0㎡（木質系）、6.6㎡（ガラ系）</p> <p>○V≥6km/時（交通渋滞の解消策を図り、できる限りV≥10とする） ○α≤16分</p>	<p>○算出式に用いる係数を各市町村で設定していない場合は、参考欄に示す値を標準とする。</p>
諸経費	<p>諸経费率15%以内 諸経費＝運搬費×0.15以内</p>	
消費税相当額	<p>消費税相当額＝5%</p>	
<p>解体工事に伴う運搬費＝運搬費＋諸経費＋消費税相当額</p>		

事務連絡
平成24年3月29日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（補足）

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成23年5月2日環廃対発第110502002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知により行われているところですが、今般、当該通知の一部を平成24年3月29日付環廃対発第120329001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知により改正しました。

については、この改正等に係る取扱いについて下記のとおりといたしますので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いいたします。

記

1. 放射能測定費

放射能測定費については、適正な処理に必要な放射能測定費用に加え、住民の安心のために必要な放射能測定について、環境省と協議により認められた費用を補助対象とすることができます。

放射能測定の必要性と頻度、測定地点、具体的な測定方法及び費用等を別紙様式にて提出してください。

2. 減価償却費相当額

市町村等が所有する施設で処理を行った場合は処理・処分費もしくは委託料に次式で算出した金額を計上することができます。

ただし、平成23年度3次補正予算及び東日本大震災復興特別会計に計上の循環型社会形成推進交付金で措置された市町村等については、減価償却費相当額を計上することはできません。

$$\text{減価償却費相当額} = \frac{\text{施設建設に要した費用}^{*1} - \text{国からの支援額（交付金等の交付額}^{*2}\text{及び交付税相当額}^{*3}\text{）}}{\text{当該施設の計画処理総量}} \times \text{今回処理量}$$

- ※1 施設建設にあたり廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金の交付対象となった経費。
- ※2 廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金の交付額。
- ※3 施設建設に要した費用^{*1}に係る交付税相当額。

3. 住民説明会の開催等に必要な経費

広域処理を実施するために必要な受入自治体が行う住民説明会や被災自治体への現地視察等に係る経費を「事務費の委託料」として計上することができます。

当該費用は、会場使用料、講師謝金、講師派遣旅費、印刷製本費、バス借上料、現地視察旅費等を指しますが、現地視察旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて算出した額と実勢価格とを比較して低い方の額を用います。

以上

放射能測定の必要性等調書

事業主体名：

1. 放射能測定の必要性（特に測定地点、頻度について詳細に記載してください。）

例) 災害廃棄物を受け入れる●●処理場において、住民の安心を確保するために以下の測定を行う必要がある。

●●置場 ●回／月
 ●●場 ●回／月

2. 放射能の測定方法等（地点ごとの測定費用を明確に記載してください。）

例) 放射能の測定にあたっては、以下の測定を行う予定。

測定箇所	測定方法	測定頻度		測定単価	測定費用
●●置場	放射能測定	●回／月	●ヶ月	●●円／回	●●円
●●場	空間線量測定	●回／月	●ヶ月	●●円／回	●●円
				測定費用合計	●●円

3. 備考（その他協議にあたり必要な事項を記載してください。）